

伊方町議会第 6 9 回定例会に係る一般質問通告内容

質問者	質問の大綱	質問の相手
田村 義孝 議員	1 再生可能エネルギー発電施設について	町 長
質問の要旨		
最近、小型の風車が設置されるのをメロディーライン上で特に目にします。先日、私に町民の方から小型風車の件で相談がありました。担当課が把握していない場所での小型風車設置の工事があり、「以前に建設反対で伝えていたら突然、下請け業者が工事に来て驚いた」ということでしたので、担当課に伝え、業者に連絡をとっていただき、ガイドラインの存在を伝えガイドラインにそった対応をお願いしたような状況でした。後で本工事ではなく地盤調査のための工事とわかりましたが、丁寧な説明をしないと住民は困惑します。その事例では、経産省に FIT（固定価格買い取り制度）申請をし、地権者に土地を借りる約束をした業者が権利を転売して別の業者に権利を渡しており、権利購入された側が言うには権利を買ったときに近隣の下承は得ていると販売業者からは説明されていたようです。権利の転売は合法ということですが、長い期間の設置になりますから、近隣住民に対して都度都度、丁寧な説明をしないと不信感が募ります。 当町には「伊方町再生可能エネルギー発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」があり設置に関することを定めていますが、必要なくなったときに、適切に撤去されるのだろうか、放置されはしないだろうかという不安が残ります。住民の不安をなくすためにも、もっと規制を強めたりチェック機能が強化できる必要があると感じます。 そこで 3 点についてお尋ねします。 ①現在、町内に増えている風車、太陽光パネルなどの小型発電施設について、町はどのように認識・把握をし、ガイドラインの中にもありますように指導や助言をしていますか。 ②今のガイドラインは設置業者の良心にたよって、設置を自己申告していただく制度となっていると思いますが、伊方町再生可能エネルギー発電施設等の設置に関する届出書の関係書類に事業計画（事業実施体制、保守点検及び維持管理体制、緊急時の連絡先含む）及び資金計画（事業開始から撤去まで）、関係する自治会・住民への事業説明状況報告書及び説明会資料の写しの提出とありますが、撤去費用の積み立てなどはどのぐらいの頻度でどのようにチェックしていますか。また、自治会・住民への事業説明状況報告書の確認はどのようにしていますか。 ③町長も自然を活かした観光まちづくりをかかげていますが、特に半島の尾根を縦断する国道 197 号（佐田岬メロディーライン）と県道 256 号佐田岬三崎線は、佐田岬灯台へ至るルートであることから、伊方町景観計画の重要区域となって		

います。次世代に佐田岬のすばらしい景観をつないでいくためにも伊方町景観条例と伊方町景観計画にのっとり、この区間は設置しないように規制できないでしょうか。

また、ガイドラインを条例化することでチェックを強めることはできないでしょうか。